

下関市環境配慮行動

優良事業者認定制度

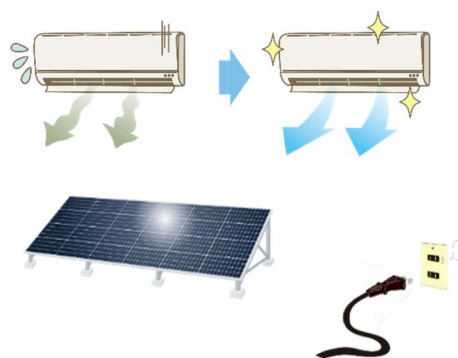
認定事業者随時募集中！

地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる事業者を、「下関市環境配慮行動優良事業者」として認定し、その活動内容を広く周知する制度です。

取組内容（例）

- ・空調設備のフィルターを年2回以上清掃している
- ・昼休みの消灯を実施している
- ・グリーンカーテンなど緑化を推進している
- ・太陽光発電システム等を導入している
- ・コンセントをこまめに抜いている

※詳しい取組内容については、ホームページでご確認ください

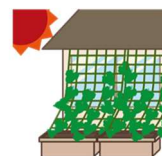


自然豊かな環境を未来の世代に引継ぐため、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、みんなで取り組みませんか？

下関市内に本店、支店、営業所等（工場、事業所、店舗を含む。）がある事業者であれば、いつでも申請可能！



認定となった事業者には、認定証を交付します！



こんなメリットも…

- 市のホームページなどで、環境に配慮した事業者として広報され、企業価値の向上、認知度アップ、また認定証を掲示することで、会社のイメージアップにつながります。
- 市発注のプロポーザル方式の入札や見積合せ等において優遇を受けられる場合があります。
※優遇制度開始時期については、別途お知らせします。
- 市が行う企業参加型の環境イベントにおいて、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に対する事業者の取組等を積極的にPRできる機会を設けます。

申請・認定の流れ

1 申請までの前準備

①具体的な取組内容を決定

取組チェックリストで、今取り組んでいる、または今から取り組む具体的な取組内容を決定！決めたことは文書化しておきましょう。

②従業員への取組内容の周知・取組開始

従業員全員で取り組みましょう！



2 申請から認定まで

申請

- 「認定申請書」と「取組チェックシート」の取組項目にチェック（20点以上あることを確認）して、郵送又は電子メールやFAXで提出します。

審査

- 申請に基づき市が審査します。

認定

- 適当と認められた場合は市から認定証を交付します。

公表

- 市ホームページや情報紙等で、環境に配慮している事業者として、市民の皆様へご紹介します。

3 認定後

①報告

全員ができる取り組みをしましょう。実施結果を見直し、レベルアップを心がけましょう。
毎年10月に報告書を提出しましょう。

②更新

認定期間は最長2年です。2年に1回更新手続きをしましょう。

認定申請書は市ホームページからダウンロードできます。

皆様からのご応募お待ちしております！

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度



申請・お問い合わせ先 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号

下関市環境部環境政策課

電話：083-252-7115 FAX：083-252-1329

E-mail：kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp